

通知預金

(2023年1月4日)

1. 商品名	通知預金
2. ご利用いただける方	○個人及び法人のお客さま
3. お預入期間	○定めはございません。 ただし、7日間の据置期間が必要です。また、払戻日の2日前までにご通知ください。
4. お預入方法 (1)お預入方法 (2)お預入金額 (3)お預入単位	○随時お預入いただけます。 ○1口5万円以上 ○1円単位
5. 払戻方法	○払戻日の2日前までにご通知いただいたうえで、据置期間以後に各お預入分1口ごとに払い戻します。
6. 利息 (1)適用利率 (2)利払方法 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の入手方法	○毎日の店頭表示の利率を適用します。金利情勢により変動します。 ○各お預入分1口について、払戻時に一括して支払います。 ○付利単位を1万円、1年を365日とした日割により計算します。 ○お利息については、お客さまが居住者である個人の場合は2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間のお受取に際し、20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%）の税金が源泉徴収されます。内国法人の場合は2016年1月1日から2037年12月31日までの22年間のお受取に際し、15.315%（所得税および復興特別所得税15.315%）の税金が源泉徴収されます。また、居住者である個人のお客さまについては源泉分離課税、内国法人のお客さまについては総合課税となります。 障害者等の少額預金利子の非課税制度の対象となるお客さまは、マル優のお取扱いも可能です。 ○金利は店頭または当行ホームページにてご確認ください。
7. 手数料	○ございません。
8. 付加できる解約に関する事項	○定めはございません。
9. 中途解約時のお取扱い	○据置期間内に払戻す場合は、払戻日における店頭表示の普通預金利率により計算した利息とともに払い戻します。
10. 付加できる特約事項	○定めはございません。
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	○一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 ※お取引についてのトラブル等は、上記ADR機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。金融ADR制度とは、金融分野に

	おける裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、行政庁が指定・監督する中立・公正な紛争解決機関(金融ADR機関)が関与して、その迅速・簡便・柔軟な解決を図る制度のことでです。
12. その他参考となる事項	○この預金は、預金保険制度による保護の対象となります。 (ただし、決済用普通預金以外の他の保護対象預金と合算して、1 預金者につき 1,000 万円までの元金とその利息が保護されます。)